

豊島区犯罪被害者等支援条例（素案）に対するパブリックコメント実施結果

- ・実施期間 令和7年3月3日～令和7年3月31日
- ・周知方法 広報としま 3月11日号掲載、区ホームページ掲載（実施期間と同期間）
X（旧ツイッター）
- ・閲覧場所 区ホームページ、福祉総務課、行政情報コーナー、区民事務所（東・西）
各区民ひろば、各図書館
- ・受付方法 Eメール 1件、ファクス 0件、オンラインフォーム 3件 合計4件
- ・提出意見数 17件

【内訳】

条	意見件数
第1条（目的）	0件
第2条（定義）	0件
第3条（基本理念）	0件
第4条（区の責務）	0件
第5条（区民等の役割）	0件
第6条（事業者の役割）	0件
第7条（学校教育）	0件
第8条（犯罪被害者等相談支援窓口の設置）	2件
第9条（犯罪被害者等への支援）	9件
第10条（犯罪被害者等の支援を行う人材養成）	3件
第11条（区民等及び事業者への広報等）	1件
第12条（犯罪等被害の予防的支援）	0件
第13条（個人情報の適切な管理）	0件
第14条（委任）	0件
その他	2件
合計	17件

◎ご意見の概要と区の考え方

第8条（犯罪被害者等相談支援窓口の設置）

番号	主旨	ご意見の概要	件数	区の考え方
1	相談員の要件	相談窓口の相談員として社会福祉士、精神保健福祉士、保健師等対人相談の経験のある方の配置を望みます。	1	開設時は相談窓口対応やケースワーカーの経験を有する職員を配置し、傾聴とともに各機関に繋ぎ、適切な支援を実施します。支援の実施にあたり、有資格者の配置も重要と考えているため、福祉職職員の配置を含め検討していきます。
2	相談窓口の体制	直接支援者と被害者が会う場合、特に性犯罪に関しては被害者の顔が第三者にわからないような通路の動線、部屋の配慮が必要だと思えます。	1	相談窓口は原則予約制とし、来庁時に速やかに相談室に案内いたします。また、事前予約がなかった場合でも、相談内容に応じ、適宜相談室をご案内します。 本事業で使用する相談室は、他の来庁者に相談内容がわからないようにするため、他事業と共同で使用します。

第9条（犯罪被害者等への支援）

番号	主旨	ご意見の概要	件数	区の考え方
3	性被害支援	性被害に特化した支援金を新設してください。	2	具体的な支援策については、本条例に基づき、別途要綱等を定め実施していきます。 性犯罪による被害件数は全国的に増加傾向にあることを踏まえ、支援金の創設について検討していきます。
4	重傷病支援	重傷病支援金の支給に当たっては、3日入院の要件は付けなくてください。	2	具体的な支援策については、本条例に基づき、別途要綱等を定め実施していきます。 重傷病支援金については、治療期間のみを要件とし、入院の可否は要件としない方向で検討を進めております。

5	カウンセリング費用助成	カウンセリング対象については、条例施行前の事件によるものでも、案件によっては柔軟に対応してください。	1	具体的な支援策については、本条例に基づき、別途要綱等を定め実施していきます。 カウンセリング費用助成についても、検討を進めておりますが、国や東京都の関連施策との関連性などを踏まえ、区独自の助成制度の創設可否を含め検討していきます。
6	東京都見舞金との関係	東京都の見舞金との調整を行い、目的を違うものにするなどの工夫により、併給が可となるような対応をお願いいたします。	1	東京都が支給する遺族見舞金と本区の遺族支援金は別施策として支給することを検討しております。そのため、併給ではなく、それぞれで支給が可能であると考えております。
7	転居費用助成	転居費用の助成を行い、東京都の転居費用助成の対象から漏れてしまう被害者が使える内容、制度を新設ください。	1	具体的な支援策については、本条例に基づき、別途要綱等を定め実施していきます。 東京都が実施する転居費用助成制度の内容を踏まえ、区独自の助成制度の創設可否を含め検討していきます。
8	一時入居支援	転居先を見つけるのも難しい場合も多いため、緊急的な入居にも対応できるよう、住宅担当部署とも連携して一時入居できる場をご検討ください。	1	具体的な支援策については、本条例に基づき、別途要綱等を定め実施していきます。 一時入居の方法は、住宅施策に留まることなく、ホテル利用等を含め、柔軟に対応できるよう検討してまいります。
9	居宅内清掃支援	居宅内清掃についても、警視庁の制度でカバーされない被害者についての対応ができるような制度をお願いします。	1	具体的な支援策については、本条例に基づき、別途要綱等を定め実施していきます。 警察が行う犯罪被害者等支援制度内容を踏まえ、区独自の助成制度の創設可否を含め検討していきます。

第10条（犯罪被害者等の支援を行う人材養成）

番号	主旨	ご意見の概要	件数	区の考え方
10	職員の研修実施	職員全体に基本的な犯罪被害者への対応を知らせるための研修の実施をお願いいたします。	1	本区では、重層的支援体制整備事業の実施に基づき、包括的な相談支援体制の整備を進めております。犯罪被害者等支援についても本事業の一環と位置付け、関係職員を対象とした研修を計画的に実施していきます。
11	支援を行う人材について	担当者が適切な支援をするには、かなりの専門的な知識と思いやりの心が必要です。きちんと研修を受けて頂かなければ、二次被害につながりかねません。「自分は理解出来ていない」という気持ちを持って、支援にあたって頂きたいです。	1	東京都専門相談員を講師とする職員研修を実施する他、相談員は、被害者支援都民センターの現地研修に参加する等、専門的知識の修得や支援に対する心構え等を学んでいきます。
12	支援を行う人材について	豊島区をよく知る人、犯罪被害に関してよく勉強をし、偏見を持たず人に寄り添える人材が必要だと思います。区の職員だけでなく広く募集するとういと思います。	1	開設時は相談窓口対応やケースワーカーの経験を有する職員を配置し、適切な支援を実施します。相談員は、被害者支援都民センターの現地研修等で現地研修を受講する他、適宜、知識修得のための研修を受講します。 外部職員の雇用については今後の検討とします。

第11条（区民等及び事業者への広報等）

番号	主旨	ご意見の概要	件数	区の考え方
13	庁内への周知及び連携体制の構築	相談窓口についての周知を職員にも行い、十分に連携できるような体制の構築をお願いいたします。	1	犯罪被害者等支援は本区が実施している重層的支援体制整備事業の一環として行うため、関係各課への周知を行うとともに連携体制の構築を進めます。

その他

番号	主旨	ご意見の概要	件数	区の考え方
14	条例制定について	日本一犯罪の多い東京都の自治体で条例や支援策が整備されることは重要であり、豊島区の取り組みを歓迎いたします。	1	相談対応を重ねていく中で、必要な支援や施策を継続的に検討し、犯罪被害者によって有意義な相談支援を実施していきます。
15	条例制定後の体制について	活用が始まっても、被害者から意見を聴く等の研修をして下さい。	1	当事者団体や支援団体等を委員とする「支援のあり方検討委員会」を立ち上げ、条例制定後も引き続き支援内容の検討を進めていきます。